

水俣市半導体人材育成研修事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市を拠点とした半導体人材の育成を促進することで交流人口の増加を図り、もって地域経済の発展に資するため、予算の範囲内において水俣市半導体人材育成研修事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（幼稚園を除く。）及び同法第124条に規定される専修学校において、教育を受けている者及びそれらの教育機関で当該者に教育を行う者をいう。
- (2) 半導体研修 人材育成を目的とした半導体製造装置等の機材を用いた実技研修をいう。

(支援金の交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、水俣市内において、学生を対象とした半導体研修を無償で実施する半導体人材育成研修施設を運営する者であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 水俣市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有している者ではないこと。
- (2) 半導体製造装置等を研修施設内に保有していること。

(交付対象事業)

第4条 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が学生を対象に無償で実施する半導体研修事業とする。

2 交付対象事業には、交付決定前に着手又は完了している事業も含むものとする。

(支援金の額等)

第5条 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。

(支援金の交付申請及び実績報告)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を申請年度と同年度内に市長に提出しなければならない。ただし、申請期間は申請

年度の3月末（水俣市の休日を定める条例（令和2年条例第15号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

- （1） 水俣市半導体人材育成研修事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- （2） 誓約書（様式第2号）
- （3） 水俣市半導体人材育成研修事業支援金請求書（様式第3号）
- （4） 交付額算定用積算資料（任意様式）
- （5） 交付対象事業の内容がわかる資料（日程表、受講企業名簿、研修用資料等）
- （6） その他市長が必要と認める書類
（支援金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、当該申請に係る書類審査及び聞き取り等による調査を行い、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、支援金額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定し、支援金額を確定したときは、水俣市半導体人材育成研修事業支援金交付決定及び交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知し、支援金を交付するものとする。
（支援金の交付取消し）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。
- （2） その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付を取り消したときは、水俣市半導体人材育成研修事業支援金交付取消通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、申請者に対し、水俣市半導体人材育成研修事業支援金返還命令書（様式第6号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（支援金の交付対象期間）

第10条 支援金の交付対象期間は、1申請者当たり3年を限度とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年10月10日告示第97号）

この要綱は、令和6年10月10日から施行し、令和6年7月5日から適用する。

附 則（令和7年10月31日告示第125号）

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。

附 則（令和8年3月17日告示第16-2号）

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	支援金額
<区分A：教材費用の支援 ①> 一回の研修に係る学生一人当たりの研修教材費用が2,000円を超える場合	2,000円/人・回
<区分B：教材費用の支援 ②> 一回の研修に係る学生一人当たりの研修教材費用が1,000円を超える場合	1,000円/人・回
<区分C：送迎費用の支援 ①> 一回の研修に係る学生一人当たりの送迎に係る費用が3,000円を超える場合	3,000円/人・回
<区分D：送迎費用の支援 ②> 一回の研修に係る学生一人当たりの送迎に係る費用が2,000円を超える場合	2,000円/人・回
<区分E：送迎費用の支援 ③> 一回の研修に係る学生一人当たりの送迎に係る費用が1,000円を超える場合	1,000円/人・回

※支援金総額は、区分A～Eに応じた支援金額に研修回数及び受講者数を乗じて得た額の合計額とする。